

## 質問票に対する回答

### ⑨ 大阪市の財産・債務の取扱い

	質問要旨	回答要旨
1	大阪市の財産をどうして3割も大阪府に移管するのか。大阪府が行う事業に密接不可分なものであっても、特別区に留め置き、大阪府はその財産の使用料を特別区に支払えば良いのではないのか。	特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供するため、大阪府が保有する財産を特別区又は大阪府へ承継することが必要です。 大阪府が承継する事務の実施に当たっては、事業の状況に応じて建て替えが必要な場合などもあり、事業を安定的に実施するためには、所有権を有することが必要であるため、事務と財産は一体で承継されるべきものと考えております。
2	大阪市の財産が売却及び大阪府に吸い上げられるのではないのか。	特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担などを踏まえて財産・債務を承継します。株式、基金などの財産は特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限って大阪府が承継します。なお、大阪府が承継する財産に係る事業の終了後における当該財産の取扱いについては、特別区に引き継ぐことを基本としています。
3	パンフレットでは関電やメトロの株式は特別区に移管されるらしいが、各区にどう分配されるのか。	特別区設置の日の前日に大阪府が保有していた株式は、大阪府が処理する事務に密接不可分なものを除き、各特別区に均等に配分することを基本としています。従って、関西電力や大阪メトロの株式は4つの特別区に均等に配分されます。
4	関西電力の株式が特別区に継承されると4区に分散されるため筆頭株主ではなくなるのですか。	特別区設置の日の前日に大阪府が保有していた株式は、大阪府が処理する事務に密接不可分なものを除き、各特別区に均等に配分することを基本としています。従って、関西電力の株式についても、4つの特別区に均等に配分されます。 各特別区の相手方法人に対する発言権は、各区が共同することで従来どおりの権利を行使することが可能です。 なお、株主としての権利行使などについては、特別区設置後に、各特別区長と区議会によって判断されるものと考えます。
5	①大阪メトロの株式について ・各特別区の持ち分は、どのようになるのでしょうか。 ・議決権は、どのように行使するのでしょうか。 ・株主になりたいのですが公開は、どのようなスケジュールになるのでしょうか。	・特別区設置の日の前日に大阪府が保有していた株式は、大阪府が処理する事務に密接不可分なものを除き、各特別区に均等に配分することを基本としています。従って、大阪メトロの株式についても、4つの特別区に均等に配分されます。 ・大阪メトロの株式は大阪府が100%保有しており、4つの特別区に均等に配分されることから議決権も均等に有しております。議決権については、特別区設置後に、各特別区長と区議会によって判断されるものと考えます。 ・大阪メトロの株式について、現時点で公開の予定はないと都市交通局から聞いております。

	質問要旨	回答要旨
6	<p>各家庭に配られた「特別区設置協定書」の29ページ下段「財産継承のイメージ」では、大阪市の財産11兆4960億円が特別区等に7兆9719億円、大阪府に3兆5241億円に分けられますが、これは一般会計+政令等会計の数字で、水道局等の公営企業等を入れた全会計では全財産13兆5179億円が特別区等に7兆9719億円(59.0%)、大阪府に5兆5460億円(41%)になりませんか。</p>	<p>特別区設置協定書では公営企業及び準公営企業に係る会計に属する財産については、大阪府が一括して承継することとしており、パンフレット及び特別区設置協定書別表第2-4では一般会計及び政令等特別会計における財産処分についてお示ししているものです。  「特別区設置協定書」について(説明パンフレット)29ページにお示ししている「財産承継イメージ」については、特別区設置協定書別表第2-4財産処分に記載の数値を記載しております。  なお、特別区設置協定書別表第2-5財産目録の総括表には一般会計及び政令等特別会計と併せて、準公営企業及び公営企業に係る財産の承継先について記載し公表しているところです。</p>
7	<p>現在の大阪府市の負債については都構想ではどうなりますか。</p>	<p>特別区設置の日の前日に大阪府が負担していた債務のうち、債務負担行為については、当該債務に関連する事務の分担に応じて特別区又は大阪府が承継します。また、既発の地方債については、債権者保護と金融市場の秩序維持の必要性に鑑み大阪府が承継することを基本としており、その償還経費は会計及び事務の分担に応じて特別区又は大阪府が負担します。  【参考】大阪府の債務の承継(一般会計及び政令等特別会計)  債務負担行為3,459億円  特別区1,733億円、大阪府1,201億円、特別区・大阪府に所管が混在526億円  地方債2兆7,859億円  特別区23億円、大阪府2兆7,836億円</p>
8	<p>1.「大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限り大阪府が承継する」ということは大阪市立博物館・大阪市立美術館(21年開館予定の中之島美術館も含む)は府に承継されるということですか。  2. その場合、大阪市が所有する美術品及び収蔵品も府に承継され、それらは大阪府に承継される財産3兆5,241億円に含まれるのですか。  3. これらの美術品・収蔵品には国宝や重要文化財も含まれますが、これらはどのようにあるいはどの機関によって査定されたのですか。</p>	<p>特別区設置協定書記載の財産目録は平成30年度末時点の大阪府の財産について記載していますが、大阪市立美術館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立自然史博物館及び大阪市立科学館については、平成31年4月に大阪府が設立した地方独立行政法人大阪府博物館機構(以下、「博物館機構」といいます。)による運営へと移行しております。  これに伴い、大阪府は所有していた美術品等を博物館機構に無償譲渡し、博物館機構の所有財産となっております。特別区設置後は事務分担を踏まえ、博物館機構に対する事務は大阪府が承継することになります。  なお、美術品等については財産台帳価格を記載しております。</p>
9	<p>大阪府営地下鉄が民営化され大阪メトロになりましたが、今年松井市長のもと新型コロナ対策による減便、そして企業のテレワーク等により、大阪メトロは赤字となりました。もし、特別区が設置されたら、大阪メトロに対する介入はあるのでしょうか。介入があるとしたら、知事・市長どちらが介入するのでしょうか。教えてください。</p>	<p>・特別区設置の日の前日に大阪府が保有していた株式は、大阪府が処理する事務に密接不可分なものを除き、各特別区に均等に配分することを基本としています。従って、大阪メトロの株式についても、4つの特別区に均等に配分されます。  ・大阪メトロの株式は大阪府が100%保有しており、4つの特別区に均等に配分されることから議決権も均等に有しております。議決権については、特別区設置後に、各特別区長と区議会によって判断されるものと考えます。</p>

	質問要旨	回答要旨
10	<p>市有財産の移転移譲についてですが、</p> <p>①長居公園は府に移譲になりますか。なる場合の対価は？</p> <p>②長居陸上競技場、長居第二陸上競技場について同じく移譲になりますか？なる場合の対価は？</p> <p>③現在、多くの市民の寄付により建設中の球技場(桜スタジアム)について移譲になりますか。なる場合の対価は？</p> <p>④同上、移譲になる場合、寄付賛同者の意向確認は必要ないですか。法的に問題はないですか？</p> <p>⑤同上、移譲にならない場合、特別区が均等承継することになりますか？一部事務組合の一括承継になりますか？</p> <p>⑥セレッソ大阪への出資、パートナーシップは特別区が所管を均等承継することになりますか？一部事務組合の一括承継になりますか？</p>	<p>①長居公園は事務分担に基づき大阪府が承継します。なお、特別区設置協定書に基づき大阪府が承継しますので、大阪府からの対価はありません。</p> <p>②長居陸上競技場、長居第二陸上競技場は事務分担に基づき大阪府が承継します。なお、特別区設置協定書に基づき大阪府が承継しますので、大阪府からの対価はありません。</p> <p>③長居球技場(桜スタジアム)は事務分担に基づき大阪府が承継します。なお、特別区設置協定書に基づき大阪府が承継しますので、大阪府からの対価はありません。</p> <p>④大阪市から大阪府への承継後も引き続き寄附の目的であるスポーツの振興に寄与する施設の用に供する建物等としてこれまでどおり球技場(桜スタジアム)として使用するとともに、寄附の条件である30年間は一般社団法人セレッソ大阪スポーツクラブが指定管理者として指定されることから寄付賛同者の意向確認は不要と考えている旨経済戦略局に確認しております。</p> <p>⑤大阪府が承継します。</p> <p>⑥セレッソ大阪の株式は各特別区が均等に承継します。パートナーシップは、トップアスリートとの交流など、競技団体との連携を基に実施することで市民スポーツの振興を図る「競技スポーツ振興施策(交流事業)」は、特別区で実施することとしています。</p> <p>特別区の設置に伴い、出資の見直し等を行うことはありません。</p>
11	<p>なにわ筋線の収入は大阪府と特別区どちらの収入となるのか。</p>	<p>なにわ筋線は民間事業者であるJR西日本や南海電鉄などが事業を行っておりますので、なにわ筋線からの収入はありません。</p>
12	<p>P29●財産の継承イメージから大阪市の財産11兆4960億円から特別区へ7兆9719億円(69.3%)大阪府へ3兆5241億円(30.7%)失うのですが、もう少し具体的な内容が知りたいです。</p>	<p>主な承継イメージは次のとおりです。</p> <p>特別区が承継する財産の主な内訳:土地・建物・工作物(7兆182億円)、株式・出資(6377億円)、基金・現金(2219億円)</p> <p>大阪府が承継する財産の主な内訳:土地・建物・工作物(2兆4157億円)、株式・出資(3216億円)、基金・現金(6763億円)</p> <p>詳しくは特別区設置協定書別表2-5財産目録に記載しております。</p>
13	<p>1. 大阪市の財産13兆5000億円のうち、5兆5000億円(40.7%)が府のものになる。なぜ40%もの大阪市の財産を大阪府に無償で移譲しなければならないのか？</p> <p>府が開発等の事業を一元的に担うようにするために権限を委譲しようとしているが、土地や建物等をすべて委譲する必要があるのか？所有権は市(区)に残しという方法はないのか？</p> <p>2. 府のものになった施設等の管理や運営等の費用は、どこから出すのか？市から府に移る税金(市民→区民が払う税)で賄うのではないのか？</p>	<p>1. 特別区や大阪府が現在の住民サービスを適切に提供するため、事務分担などを踏まえ、大阪市が保有する財産を特別区又は大阪府へ承継することが必要です。ご指摘の5兆5000億円は大阪府が承継する水道・下水道・港湾などの公営・準公営企業の財産を含めた数値になります。</p> <p>大阪府が承継する事務の実施に当たっては、事業の状況に応じて建て替えの必要な場合などもあり、事業を安定的に実施するためには、所有権を有することが必要であるため、事務と財産は一体で承継されるべきものと考えております。</p> <p>なお、大阪府が承継する財産に係る事業の終了後における当該財産の取扱いについては、特別区に引き継ぐことを基本としています。</p> <p>2. 大阪府が承継する施設等の管理や運営等に係る費用については、特別区や大阪府が現在の住民サービスを適切に提供するため、事務分担に応じた財源が配分されます。</p>

	質問要旨	回答要旨
14	<p>令和8年度以降メトロの配当金117億円とのこと。令和11年度以降の収支の赤字を改革効果額のほうで穴埋めをしているようですが大半が配当金収入になっているようなのでメトロの株式が上場され配当金が個人投資家に流れた場合の対策を教えてください。</p>	<p>大阪メトロの株式について、現時点で公開の予定はないと都市交通局に確認してしております。</p>
15	<p>大阪市の負債を大阪府が継承しますが、その際の大阪府の財政指標についてお示しください。併せて負債承継後実質公債費率25%を超える場合、特別区に何%負債を負担させ、その後の大阪府と特別区の財政指標についてお示しください。</p>	<p>大阪府に承継される大阪市債のうち、大阪府が負担する分は財政調整財源等で負担され、特別区が負担する分は各特別区が大阪府に償還負担金を支出することから、実質的に補填される仕組みとなっております。従って、大阪府の償還負担を増やし、財政状況を悪化させるものではないと考えています。大阪府の実質公債費比率の算定については、国との協議の結果、特別区の償還負担金を特定財源として控除し、また特別区ではこの償還負担の額を算入することとなります。これにより、平成27年度の実質公債費比率を仮計算したところ、大阪府では18%程度、特別区全体では8%程度になり、大阪府の平成27年度の実質公債費比率18.1、大阪市の平成27年度の実質公債費比率8.6と同程度になります。</p>
16	<p>「大阪府が承継する財産が事業が終了したときにはその取り扱いについて特別区へ引き継ぐことを基本とし、大阪府・特別区協議会で協議」となっているが、元々大阪市の財産であるので特別区等に戻すべきではないか。</p>	<p>大阪府が保有していた財産は、大阪市民が長い歴史の中で築きあげてきた貴重なものであることから、大阪府に承継された事業が終了した場合、特別区へ配分されることを基本とし、その時点での当該財産の状況を踏まえ、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議するとしました。なお、関係者間で個別・具体的に協議することとしたのは、財産の性質・状況は個々の財産により様々であり、また、時間の経過により変化し得るため、現時点で一律に取扱いを決めるよりも、当該時点の状況を踏まえて決める方が適切と考えたためです。</p>